

# 児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践に関する一試案 —児童養護施設に着目して—

宮崎 正宇\*・大月 和彦\*\*

## A Study on Social Work Practice in Child Welfare Institutions Focusing on Child Foster Care Institutions

Seiu MIYAZAKI, Kazuhiko OTSUKI

**要旨** 本稿では、児童福祉施設のソーシャルワークから見た現代的課題を概観し、児童福祉施設に求められるソーシャルワーク理論の整理を試みた。また、児童養護施設におけるソーシャルワークの理論と実践に着目して、高知県での地域福祉実践である児童養護施設と児童相談所との連携及び高知県社会福祉士会の活動を提示した。また、児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践は、地域福祉施設としての立場から、問題や状況に応じ諸理論を適宜適用する必要がある。

**キーワード**：児童福祉施設 児童養護施設 ソーシャルワーク 自立支援計画 ソーシャルワーク理論

### I 緒言

2016(平成28)年5月27日、児童福祉法の「総則」(第1条～第3条)がほぼ70年ぶりに全面改正された。児童福祉法の改正は近年では毎年のように行われているが、理念規定である「総則」の改正は戦後初めてのことである。法改正の直接的なねらいは、出産期からの「子育て世代地域包括支援センター(日本版ネウボラ)」の設置に典型的に見られるように、激増している児童虐待への対策強化の一環である。しかし、その第1条の「児童に関する条約の精神にのっとり」という文言や第2条の「前略～社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が

尊重され、その最善の利益が優先して考慮され～後略」といった新たな条文に見られるように、「児童福祉法」と「子どもの権利条約」の整合性が条約の批准後20年余にしてようやくとれたと解釈できる改正でもあった。

近年、「子どもの人権」がおびやかされている事例は児童虐待問題だけでなく、7人に1人ともいわれる貧困児童あるいは貧困家庭の問題や、保育現場では10人に1人にまで増加しているとされるいわゆる「気になる子」の問題、学齢児童における不登校、校内暴力、非行、さらには毎年最多を更新しているいじめ(自殺)問題等々枚挙にいとまがない。上述のような現今の児童・家庭福祉の状況下では、より個別かつ普遍的なソーシャルワークが必要となっており、今後、社会福祉士をはじめとするソーシャルワーク専門職の活

\* みやざき せいう 高知県福祉事業財団  
児童養護施設「子供の家」

\*\* おおつき かずひこ 文教大学教育学部心理教育課程

躍がより一層期待されているのである<sup>1)</sup>。

そうしたことの必要性の一例をあげるならば、現在、都道府県において「家庭的養護推進計画」が策定されている<sup>2)</sup>。これは、2011(平成23)年7月にまとめられた「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた目標の実現に向け、社会的養護を必要とする児童の養育環境の質を向上させるために、児童養護施設等の小規模化や地域分散化、里親・ファミリーホームの推進を具体的かつ計画的に推進するための15年間の計画である。「社会的養護の課題と将来像」において、「施設のソーシャルワーク機能を高め、施設を地域の社会的養護の拠点とし、これらの家族支援、地域支援の充実を図っていくことが重要である」と述べられている<sup>3)</sup>。

つまり、児童福祉施設におけるソーシャルワーク機能がより一層求められており、その理論化や体系化は実践現場にとっても喫緊の課題である。しかしながら、児童福祉施設におけるソーシャルワークは必要とされているものの、それに関する文献数は少なく、必ずしも体系化されていない現状がある<sup>4)</sup>。その現状と課題を整理することも含め、児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践を検討する。

尚、本論文では「ソーシャルワーク」の定義を、櫻井<sup>5)</sup>がソーシャルワークの成立(機能)として示した、「個別的な自立支援計画の策定と直接的支援」と「地域の関係者や専門機関等とのネットワーク構築による当該児童および家庭への総合的な支援」の必要条件に依拠する。換言すれば、児童・家庭福祉分野のソーシャルワークとは「自立支援計画」と「ネットワークづくり」という2つの要素に深く関わり、それらを統合しながら問題の解決を図る過程である。

また、本論文では、上記の定義を前提として、児童・家庭福祉分野の中でも児童養護施設の実践現場に着目し、ソーシャルワーク実践への糸口を探ることとする。児童養護施設に着目したのは、歴史的に児童・家庭福祉分野(社会的養護領域)におけるソーシャルワークの中心的な実践現場だからである。

らである。

## II 児童福祉施設における

### ソーシャルワークの現代的役割

児童福祉施設は歴史的に長らく「保護」のパラダイムの中にあった。戦災孤児に顕著に見られるように、親がいない児童に対する養育・保護的機能が強く、施設職員の業務として、とりわけ社会的養護を中心的に担っている児童養護施設は、いわゆる保護・指導的な関わりが中心だったといえる。

その後、時を経て、1997(平成9)年の児童福祉法改正は大きな転機点となった。つまり、児童養護施設や児童自立支援施設の目的に「自立支援」の文言が新たに追加され、施設における自立支援計画の策定が義務付けられたことはソーシャルワークを展開する上で画期的なことであった。しかし、施設職員の多くは、「保護」から「自立支援」へと意識構造をすぐに転換することができず、従来の経験と勘とコツに依拠した業務を遂行するに留まる施設も多かった。

時代状況も変わり、現在、児童養護施設等では虐待を受けた児童や発達障害を持つ児童の入所や一時保護委託が増加傾向にあり<sup>6)</sup>、しかもそのほとんどが親がいる児童である。また、親自身、貧困や養育能力の低下、そして精神疾患といった様々な問題を抱えている。さらに、地域から孤立しているケースも目立ち、もはや家族が児童のセーフティ・ネットとして適切に機能していないともいえる<sup>7)</sup>。施設内の児童だけでなく、その家族まで視野に入れた幅広い支援が希求されている状況であるが、多くの施設では目の前の児童の対処療法的な対応しかとれていないのが現状である。実践現場での「ファミリー・ソーシャルワーク」視点での専門技法の必要性が唱えられて久しいが、現場は慢性的な人手不足による多忙さもあり、未だに望ましい対処がなれていない現状にある。

さらに今日、児童福祉施設の多くは、地域住民

から「地域の最後のセーフティ・ネット」の役割を求められている。つまり、地域福祉施設としての自覚と地域の子育て支援のセンター的役割を強く求められているのである<sup>8)</sup>。例えば児童養護施設のショートステイもそうであるが、育児不安や育児困難を抱えた地域の子育て家庭に対する支援・相談は欠かすことができない課題である。また、地域の里親支援も社会的養護の推進のためには必要不可欠である。まさしくケアマネジメントの視点を有したソーシャルワーカーを核としながら施設が機能していく事柄であるといえる。単に与えられた業務をこなすことではなく、後述するようにミクロ・メゾ・マクロレベルでのソーシャルワークが必要とされており、職員が意識的・意図的にそれを行うことこそが大切である。

しかしながら、現状においてソーシャルワーカーは実践現場に強く必要とされながらも、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」上、そうした専門職種が十分に置かれていない施設も多く、また、従来の養育・保護的機能（ケアワーク）が業務の前面に出ていることで、ソーシャルワーク機能が背後に押しやられている。そのことで施設現場が児童（家族）や社会のニーズを適切に汲み取れないために対応困難な状況や混乱が生じているともいえる。

このように、児童福祉施設の多くが従来の養育・保護的機能（ケアワーク）から、自立支援のソーシャルワークへのパラダイム転換ができず、同時に今日まで施設職員においてもパラダイム転換に対応できない状況がある。実践現場において自立支援、家庭支援、地域支援がますます求められている今日、ソーシャルワーク機能はもはや欠かすことができないものである。しかし、児童福祉施設におけるソーシャルワークは概念規定を含め未だ統一された見解はない。現場から一歩ずつ地道に多様な実践を理論化・体系化していくことが今後求められている<sup>9)</sup>。

### Ⅲ 児童養護施設における

#### ソーシャルワークの理論と実践

##### —高知県での地域福祉実践を参考に—

##### (1) 児童養護施設と児童相談所との連携を通して

ここでは、筆者の一人である宮崎が勤務する児童養護施設とその所在地である高知県での児童相談所との連携例をあげる。高知県では2012（平成24）年度から児童養護施設と児童相談所との事例検討会（県内7施設に対して、それぞれ年間2～3回実施）を行っている。目的は児童養護施設と児童相談所との連携の促進である。具体的には、援助困難事例や将来困難が予測される事例について、児童養護施設職員と児童相談所職員が在園児童に必要な自立支援のあり方を合同で検討している。

こうした検討会は他県でも行われていると思われるが、検討会を続けると、ケースに対する多様な物の見方があることに気づかされ、情報の共有化が図られてくるメリットがある。この共有化された情報をいかに事前評価し、現場で具体的に活用していくのがソーシャルワークの実践課題でもある。

こうした連携の効果として、当園から度重なる非行がもとで児童自立支援施設に措置変更になった中3男子だが、ケース検討会（毎月1～2回で年間16回実施。中学校・警察署・少年補導センター・児童相談所・児童自立支援施設・当園）を重ねながら関係機関が継続的な支援を行うことで、定時制高校に合格し、中学卒業後に家庭再統合になった例をあげることができる。関係機関がそれぞれの機能や役割を理解し合うことで、芽生えてきた個々の信頼関係を前提に、共有化した情報を適切に事前評価し、ケアマネジメントの視点で役割分担し協働することができた事例である。制度上の「措置する」「措置される」関係のみではない、同じ土俵に立って児童や家族の支援にあたる姿勢が大切なのである。児童の意見や思いを身近で汲み取り、生活状況を最も把握しやすい立場にいる施設職員が、ケアマネジメントを行うこと



ができれば、ソーシャルワークとしての協働実践の糸口にもなるだろう<sup>10)</sup>。

また、児童相談所は県内の児童養護施設に対して、年間3回のサポートケアを行っている(表1)。年間3回は多くはないが、情報共有化とその後の支援を図る上での大切な機会になっている。情報共有は形式的な情報交換ではない。一方向ではなく双方向で最新の情報を確認し合い、出された最新の情報の共有を図ることが重要なのである。情報交換による情報共有はあくまで問題解決の手段であり、支援の前提である。

表1 サポートケアの実実施計画

第1回 (5月頃)	児童と担当児童福祉司 ・児童全員と個別面談(子どもの権利ノートを活用)
第2回 (6月頃)	担当職員と担当児童福祉司、各市町村の児童家庭相談担当者 ・自立支援計画をもとに協議
第3回 (1月頃)	特に必要性がある児童と担当児童福祉司 ・進学や就職等で検討が必要なケース ・家庭再統合や施設内や学校、地域等で問題行動があるケース

具体的なサポートの流れは、第1回サポートケアまでに施設職員が児童全員の自立支援計画を策定し、具体的な支援を開始する。ソーシャルワークにとって自立支援計画は中軸であり、ケアマネジメントの考え方にも基づいている。自立支援計画に沿ってソーシャルワークが展開されていくが、その際に児童の本音を聴くことで、ニーズを把握し、職員全体で情報共有していく過程も大切である。当然、事前評価も必要となるが、その際、生活場面面接が有効である。尚、小松<sup>11)</sup>は生活場面面接を以下のように整理している。

「生活場面面接(life space interview)とは、1950年代に精神分析家フリッツ・レドルによって開発され、主に児童の分野を中心として実践された心理療法的技法であり、その後社会福祉の分野でもその適用が試みられるようになった手法である。」

例えば生活場面面接を、いわゆる心理療法室や

相談室などの構造化された面接のみでなく、日常生活場面(居室、リビング、廊下、園庭等)を意図的かつ積極的に活用することで、児童一人ひとりのニーズ把握やその解決や緩和、軽減を図るといったソーシャルワークの技法として活用するのである<sup>12)</sup>。その際には、ストレングス視点で児童の良さや強みに着目し、エコロジカルな視点で児童と児童を取り巻く環境(家庭や学校、友人関係等)に多角的にアプローチすることが大切である。また、直接の対象が児童(家族)であることから、その支援の過程は児童(家族)の問題処理能力や社会適応能力を高めながら、社会資源の活用や開発、学校、児童相談所、福祉事務所、病院等の関係機関との連携・協働も同時進行で求められる<sup>13)</sup>。

尚、筆者の一人である大月<sup>14)</sup>は社会福祉援助場面において「主体変様の」概念の応用を提唱している。この「主体変様の」概念は生活場面面接を実践する際の基礎理論として考えられる。

さらに、第3回サポートケアでは、個別の大きな課題を抱える児童に対して再度事前評価を行い支援のあり方を再検討し、その支援を継続する。こうした流れの中での自立支援計画の策定は、児童・家庭福祉の権利主体者が児童(家族)である以上極めて当然のことであるが、児童や保護者の意向に応じたオーダーメイドなもので、ワーカー主導の押し付けや画一的なものであってはならず、児童や保護者が主体的に計画に参画する手立てを講じる必要がある。そして、担当職員まかせではなく、自立支援コーディネーターや家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員、看護師等専門職員を加えたチームで協議しながら自立支援計画を策定・実行・モニタリング・評価することも大切である。児童やその家族の課題が複雑かつ多様化する状況において、チームワークによる組織的支援を欠かすことはできないのである。

しかしながら、年間3回のサポートケアが単なる情報交換で終始しており、その後の支援の展開

と評価に必ずしも適切に結びついていない現状があったため、2017(平成29)年にサポートケアの実施計画そのものの見直しを行った。見直しの目的は、入所から退所までの適切な支援の展開であり、高知県地域福祉部児童家庭課と高知県中央児童相談所、児童福祉施設の実務者が協議を重ね、2018(平成30)年度から改めて実施されている。見直し点としては、以下の表の通り、サポートケアの実施回数が、年2回(児童によっては年3回)から、全ての児童において年3回となった。また、サポートケアでは、自立支援計画の策定や評価についての協議を行うものとし、実施内容もより明確になった。尚、児童と担当児童福祉司との子どもの権利ノートを活用しての個別面談は、第1回サポートケア前の4月に実施されている。

表2 サポートケアの実施計画(見直し後)

第1回 (5月頃)	担当職員と担当児童福祉司、各市町村の児童家庭相談担当者 ・自立支援計画(前期)の共有
第2回 (9月頃)	担当職員と担当児童福祉司、各市町村の児童家庭相談担当者 ・自立支援計画(前期)の評価、自立支援計画(後期)の協議
第3回 (1月頃)	担当職員と担当児童福祉司、各市町村の児童家庭相談担当者 ・自立支援計画(後期)の評価、自立支援計画(前期)の協議

また、サポートケアの実施計画の見直しと同時に、自立支援計画そのものの見直しも行っている。従来の自立支援計画の本人欄は、支援上の課題、支援目標、支援内容・方法、評価の4項目であったが、見直し後の自立支援計画のそれは、支援目標、支援上の課題、本人等の強み、支援内容(活用資源)、役割分担、評価の6項目となっている。大きな見直し点として、「本人等との強み」や「支援内容(活用資源)」が組み入れられたことで、ソーシャルワークの視点が強く入った画期的な計画になったことがあげられる。従来の自立支援計画は、策定にあたりまず児童の支援上の課題から入るた

め、児童と計画について必ずしも話し合える形ではなかったが、見直し後のそれは、ストレングスの視点で児童の良さや強みを知った上で児童と共同で策定することが可能な形になった。さらに、支援内容に活用資源が加わることにより、「ネットワークづくり」がより一層求められるようになった点もソーシャルワークの観点から評価できる。

## (2) 高知県社会福祉士会の活動を通して

筆者の一人である宮崎が所属する高知県社会福祉士会において児童・家庭福祉分野で働く社会福祉士は、高齢者や障害者、地域、医療等他分野と比較すると残念ながら非常に少ない。そのため、児童・家庭福祉分野の社会福祉士(ソーシャルワーカー)は個々のレベルで活動しており、同じ会員ではあるものの交流や研修が少ない現状であった。こうした状況に宮崎は疑問を感じ、会員相互の交流や現場の実践力向上のための研修機会の必要性を当会の総会等で働きかけた結果、高知県社会福祉士会ケアマネジメント委員会児童福祉部会が2008(平成20)年に立ち上がった(なお、児童福祉部会は2012(平成24)年に障害者・子ども家庭支援委員会に継承・発展し、宮崎が委員長となった)。活動内容として、会員を中心に児童福祉施設職員や児童相談所職員、教育関係者等に広く呼びかけ、一同が輪を会して事例検討中心の研修会を年に最低4回は開催するようにした。そこには児童・家庭福祉分野以外の関係機関も多く関わり、自然と顔の見えるネットワークが形成されている。何かあればすぐに連絡・相談をすることができる関係は職能団体の強みともいえる。

また、当会は高知県司法書士会とも連携を密に取り合っており、それを機会に司法書士会青年部の司法書士が児童福祉施設の職員や児童(高校生)に「身近な法律問題」の講義を毎年実施している。2012(平成24)年に開催された「日本子ども虐待防止学会高知りょうま大会」の企画・運営にも準備会の段階から高知県社会福祉士会として参画し

た。これらの活動の成果は児童の自立支援にも強く結びついており、ソーシャルワークにおける社会資源の活用や開発、ネットワーク形成にも深く関連している<sup>15)</sup>。

しかし、今後の課題としては、やはり依然として社会福祉士の専門性の確立と組織率の低さがあげられる。もちろん、資格が仕事をするのではなく、人が仕事をするのではあるが、資格取得後の職能団体によるキャリアに応じた生涯研修体系や大学等におけるリカレント教育、その前提としての社会福祉士等の養成教育も重要である<sup>16)</sup>。

そうした要請に応えるため、社会福祉士現場実習も2007(平成19)年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正を契機に大幅に内容が変化し、現場の一定の経験ある社会福祉士が実習指導者となって実習生を受け入れるといった体制が2012(平成24)年から本格的に始まっている<sup>17)</sup>。その際、実習指導者が実習生にとって魅力的な専門職としてあるのかどうかは職業選択上の外発的動機づけとして有効だが、実際に就職した場合には、成長や向上心といった内発的動機付けやスーパービジョンの有無、研修の多寡等がより重要となる<sup>18)</sup>。

### Ⅲ 児童福祉施設に求められる

#### ソーシャルワーク理論

長らく資格よりは経験と勘とコツが重視されてきた現場実践だが、現状ではもはやそれだけでは通用しない状況が広がっている。現場からの実証的な研究の積み重ねが児童・家庭福祉分野に求められているのである。もちろんその基本的な視点は、児童の権利の保障や処遇改善等のために現場から社会に向けて声をあげることである。その上で、現場で実際に生起していることや児童の本音を代弁し、それらの理論化を図り、それを現場へフィードバックしていくといった粘り強い実践の積み重ねが必要である。

その際の留意点をあげれば、第一には、何よりも児童の権利擁護という基本的で大切な視点をもっておくことが重要であろう。児童自身が児童

の権利を正しく行使できるよう、児童の声なき声を代弁することが施設職員の基本的立場だからである。

第二には、インクルーシブな視点である。虐待を受けたり、障害のある入所児童が増加傾向にある中、どの子も個別のかつ多様なニーズを持っている。施設職員として、どの児童も受容することは当然のこととして、児童に対する差別や排除も決して許さないといった高い人権意識も求められる。

第三には、自立支援の観点、つまり、児童福祉法の年齢的制限を超えた将来にわたる経済的、社会的、精神的な自立をいかに長期的・継続的に支援していくのかといった方法論的な視点も不可欠である。児童福祉法の範疇は基本的に18歳までであるが、その後の児童養護施設や自立援助ホーム等の社会的養護を巢立った児童の多様な生活課題は切実である。こうした問題に対処するため近年、社会的養護の当事者団体や社会的養護自立支援事業等の取り組みが「自立支援」を目的に全国的な広がりを見せており、注目に値する。

第四には、以下のようなマイクロレベル、メゾレベル、マクロレベルでの一般的なソーシャルワークの理論も施設職員としては押さえておきたいことである。

#### ①マイクロレベル

まずは、エコロジカルな視点で物事を見る。目の前の児童の問題行動の背景には生い立ちや家族関係、社会関係等が重なり合っている。目の前の現象のみに囚われず、多角的なパースペクティブに基づく実践がソーシャルワークにつながるのである<sup>19)</sup>。実際、問題行動等マイナス面を見がちであるが、ストレングスの視点で児童の良さや強みを知ることが大切であり、エコマップやジェノグラムも活用する。また近年、レジリエンス(回復する力)やエンパワーメントの概念も注目されている<sup>20)</sup>。

しかしながら、いわゆる「ファミリー・ソーシャルワーク」においては、家族再統合が必ずしもゴールではなく、例え細くとも家族と繋がりを持ち続



けることも広義の家族再統合と捉えられる。児童も家族も、適切な距離をとりつつ、将来のことをゆっくり考える時間の確保も必要なのである。一方的にワーカーが家族再統合の時期や方法を決めていくのはよくないといえる。親の生活課題も踏まえた丁寧な事前評価やきめ細やかな支援、その前提の日常的な信頼関係づくりも欠かすことができないことである。

#### ②メゾレベル

ここでは、アドミニストレーションが重要である。理念・方針、人事管理、財務管理等の運営管理機能が十分に発揮してこそソーシャルワークは生きてくるからである。ソーシャルワーカーは良くも悪くも組織の一員であることに規定される側面がある。自主性をもって「人権と社会正義」の実現のために主体的に判断し遂行することが専門職として求められるが、実際には組織の構造や機能、制約等とのバランスで総合的に判断することになりやすい。しかしながら、組織の業務を単にこなすことでなく、専門職として児童（家族）の最善の利益を追求するソーシャルワークを行える環境をいかに整備していくのが重要課題で、専門職のアイデンティティとも深く関連する。

#### ③マクロレベル

「ソーシャルアクション」は制度や政策等に働きかけるマクロなソーシャルワークである。高良は<sup>21)</sup>、社会福祉士が必要に応じてソーシャル・アクションを実践するためには、①問題および法制度課題の認識、②実践環境の整備、③ソーシャル・アクション方法の体系化、の3点が必要だと述べている。ソーシャルワーカーは当然ソーシャルな部分にも目を向けなくてはならず、人と環境の相互作用の中で問題解決を図っていく基本的な立場がある。同時に、環境を適切に整え、必要であれば社会資源を開発することも求められる。受け身（待ち）の姿勢ではなく、積極的な姿勢、アウトリーチが求められるのである<sup>22)</sup>。つまり、事後対応ではなく、ソーシャルワーカーは「発達過程」にあるという児童という対象の特殊性を踏

まえた、予防的な役割も重要である。

## IV 結びにかえて

ソーシャルワーク実践には、一つの理論ではなく、問題や状況に応じ諸理論を適宜適用することが必要であり、4つの基本的な留意点を述べたが、特に、ミクロ・メゾ・マクロとの連関を構造的に把握するシステム理論等は問題や状況を整理するために有効と思われる。

理論は現場で鍛えられ、現場から理論が生成するという、循環的なサイクルで学問は発展する。ソーシャルワーカーは理論に決して無自覚であってはならないのは当然である。

しかしながら一方で、実践現場においては、介入や支援を試みてもすぐに解決することは少なく、時に失敗することもあり、「果たしてこれでよかったのか」といった不安や迷いを常に抱えている。その意味で、人間を対象とする実践の本質は「ゆらぎ」「戸惑い」「葛藤」等にあるとも考えられ、内省とも深く関係している。施設職員が内省を行うことにより、実践のもつ意義（視点と方法）に、「理論」とは別に気づくことがあるからである。内省が次の失敗を防ぎ、理論と深く結び付き、ソーシャルワークの実践力を上げるためにも、職場内外のスーパービジョンや研修体系が不可欠である。

### 註

- 1) しかしながら、児童・家庭福祉分野で活躍する社会福祉士の有資格者の割合は、残念ながら必ずしも高いものではない。日本社会福祉士会の勤務先別会員数（2015年3月31日現在）によると、児童福祉関係施設及び教育機関における社会福祉士の有資格者は全会員37,010人中、児童福祉関係施設1,164人（3.1%）、教育機関1,651人（4.5%）である。
- 2) 2017（平成29）年8月、国は2016（平成28）年の児童福祉法改正の理念を具体化するため、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめた。このビジョンにおいて、「社会的養護の課題と将来像」に基づ

き策定されている都道府県家庭的養護推進計画については、2018（平成30）年度末までに見直すことが示された。尚、「新しい社会的養育ビジョン」については、厚生労働省「新しい社会的養育ビジョン」（<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000173865.pdf>）2017を参照されたい。

- 3) 厚生労働省「社会的養護の課題と将来像」（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j8zz.html>）2016.9.2）2011.
- 4) 例えば、宮崎正宇「児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークに関する文献レビュー」『高知県立大学紀要（社会福祉学部編）第66巻』所収2017において、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの体系化は概念規定を含め未だに発展途上であることを指摘した。
- 5) 櫻井慶一「『保育ソーシャルワーク』の成立とその展望——『気になる子』等への支援に関連して」『文教大学生生活科学研究第38集』所収2016 pp.33
- 6) 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」（<http://www.mhlw.go.jp/file/04-oudouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf>）2013.

厚生労働省が2015（平成27）年1月に公表した調査結果によると、児童虐待の増加等に伴い、児童養護施設に入所している児童のうち、約6割は虐待を受けている。また、障害等のある児童も増加しており、児童養護施設においては、約3割の児童に障害がある。

単に「経験と勘」だけで終わらせず、ソーシャルワーク理論として整理している。

- 10) 協働実践については、鈴木浩之「子ども虐待に伴う不本意な一時保護を経験した保護者の「折り合い」のプロセスと構造——子ども虐待ソーシャルワークにおける「協働関係」の構築」『社会福祉学第57巻2号』所収2016において、「保護者と児相における子どもの安全を目標とした『協働』という子ども虐待における独自のソーシャルワーク領域とその営みがある」と指摘している。
  - 11) 小松啓「『生活場面面接』研究の構造と課題——『ソーシャルワーク研究』通巻95号における特集『生活場面面接』をめぐって」『ソーシャルワーク研究第26巻3号』所収2000 pp.245.
- 尚、フリッツ・レドル（Redl, Fritz 1902-1988）はオーストリアで生まれ、その後アメリカで活躍した精神分析家であり、研究者としてもミシガン大学及びシカゴ大学で教鞭を執っている。
- 12) 大月和彦・宮崎正宇「児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークに関する一考察——主として生活場面面接に焦点をあてて」『文教大学教育学部紀要第51集』所収2017において、児童養護施設における生活場面面接は、必ずしも共通理解が得られていない現状であるとしても、実践現場からレジデンシャル・ソーシャルワークとの関連で生活場面面接の理論化と普遍化を図っていく必要があると指摘している。
  - 13) 児童養護施設の自立支援計画の策定については、北川清一「子どもの福祉とソーシャルワーク——児童養護施設における自立支援計画の策定をめぐって」『ソーシャルワーク研究第25巻4号』所収2000を参照されたい。北川は、施設養護の過程にケアマネジメントの方法を導入することの可能性についても同論文で検討している。
  - 14) 大月和彦「社会福祉場面における『主体変様の』問題」『文教大学教育学部紀要第40集』所収2006.

近代に確立した科学類型における「法則定立的（nomothetic）」及び「個性記述的（idiographic）」では説明が困難である学問上の問題に対し、これを克服するものとして、心理学者の黒田正典によって提唱された科学類型が「主体変様の」概念である。「主体変様の」概念の特徴は、主体である観察者が自ら変様することにより、対象の本質的理解を達成することを目標とする立場である。従来の科学（方法論）では主体の変動による客体への影響を極力避ける立場をとるが、「主体変様の」方法



- 論においては主体と客体との間に断絶した距離(或いは距離観)は存在しない。こうした特徴を持つ「主体変様の」概念,或は方法論は社会福祉を主とした対人援助における対象者の抱える客観的問題の解決のみならず,全人格的な意味での対象者への援助に有効な示唆を与えてくれるとする。
- 15) 社会資源を活用したソーシャルワークとしては,田中禮子「家族支援とソーシャルワーク——児童ソーシャルワークの社会資源としての家族支援施策」『ソーシャルワーク研究第20巻2号』所収 1994を参照されたい。また,ネットワークを活用したソーシャルワークについては,日本社会福祉士会編『ネットワークを活用したソーシャルワーク実践——事例から学ぶ「地域」実践力養成テキスト』中央法規出版 2013を参照されたい。
- 16) 堀越敦子「ソーシャルワーカーが自らの援助基盤を構築するプロセス——他の援助者との援助差の認識を手がかりとして」『社会福祉士第19号』所収 2012。
- 17) 高木寛之「社会福祉士養成における実習分野間格差の検証——相談援助実習の教育に含むべき項目の分析を中心に」『社会福祉士第23号』所収 2016を参照されたい。高木は,相談援助実習における教育内容に関する課題として,「児童分野では基本コミュニケーションや人間関係形成を学ぶことにたけているが,権利擁護や支援の評価,経営や管理運営,アウトリーチやネットワーキング,社会資源の活用・調整・開発に関しては学ぶことが難しい場合がある」と述べている。
- 18) 横山豊治・保正友子「同一事例に対するソーシャルワーカーの見解の比較——若手とベテランへのインタビュー調査より」『社会福祉士第14号』所収 2007。横山・保正は,「ソーシャルワーカーの専門的力は経験年数以外にも,職場内外の環境(先輩のもとで仕事を覚えられたか,スーパービジョンを受けられたか等)や,私的な生活体験の積み重ねなどによっても高められる可能性がある」と調査結果から考察している。
- 19) 土田美世子「エコロジカル・パースペクティブによる保育実践」『ソーシャルワーク研究第31巻4号』所収 2006。本論文では,エコロジカル・パースペクティブに基づく保育実践が,必然的にソーシャルワーク実践につながっていく実際について,A園の実践から確認している。
- 20) 植戸貴子「エンパワーメント志向の社会福祉実践——利用者-ワーカー関係のあり方についての一考察」『社会福祉士第9号』所収 2002。植戸は,高齢者・障害者の施設に約10年間ソーシャルワーカーとして勤務した経験から,「エンパワーメントを促進する『利用者-ワーカー関係』のあり方」を探っている。
- 21) 高良麻子「日本の社会福祉士によるソーシャル・アクションの認識と実践」『社会福祉学第53巻4号』所収 2013。
- 22) 池田恵利子「能動的権利擁護論の必要性と社会福祉士の支援——社会福祉士の普遍化をめぐる」『社会福祉士第9号』所収 2002。池田は,「地域にリーチアウトする相談援助職の質を高め活用していくこと」の重要性について述べ,「それにあたる資質は社会福祉士を基礎資格に持つ者に他ならない」と捉えている。